

中央区自治協議会の方向性（案）について

【市全体の方向性】（市民協働課より）

◎これまで以上に、組織のあり方を区の実情に合ったものにする。

《中央区自治協議会の基本的方向性》

◎中央区自治協議会は、「中央区区ビジョンまちづくり計画」に基づき、区づくり、まちづくりを進めるために協議を行うとともに、「地域」の意見を区へ提供する場である。

《中央区自治協議会全体の目指す役割》…基本的方向性に沿う組織に求められる役割

- ① 附属機関として諮問案件を審議し、区へ答申等を行う役割
- ② 地域の意見や課題を調整し区へ届けるとともに、区からの説明内容を選出母体へ届ける、地域と区をつなぐ役割
- ③ 委員同士の意見交換（地域課題の共有）を通して、活用できる部分を各地域に還元する役割

《新しい委員構成》…全体の目指す役割を果たすために望ましい委員構成

現行の委員構成		数	新しい委員構成		数
区内 22 コミ協から各 1 名		23	新 1 号	区内 22 コミ協から各 1 名	22
区内公共的団体等から 1 名		10	新 2 号	区内公共的団体等から 1 名 (区ビジョンの分野から選出)	9
有識者		3	新 3 号	公募委員・区長推薦枠	2
公募委員		2			
計		38	計		33

注 1 現行の委員構成のうち、コミ協選出において山潟地区からは 2 名選出。
注 2 改正後条例による委員資格区分の規定は以下のとおり
新 1 号：コミ協等選出者 新 2 号：公共的団体等選出者 新 3 号：その他区長が必要と認めたもの
新 1 号、新 2 号は団体選出、新 3 号は個人選出。住所（団体所在地）要件は原則区内。
ただし、新 3 号のうち、特に区長が認める場合に限り、市内まで可能。
注 3 新 2 号の「区ビジョンの分野」は現行の大分類を整理し、9 分野（下記）を想定。
新 2 号において団体としての選出が不可の場合などは、個人資格での選出を想定。

① 商店街、産業	② まちなか回遊、交流人口	③ 都市機能、まちなみ
④ 教育連携・社会教育	⑤ 協働、健康・福祉	⑥ 防災・防犯
⑦ 生活環境	⑧ 水辺、緑化	⑨ 歴史・文化

●新しい委員構成の編成理由

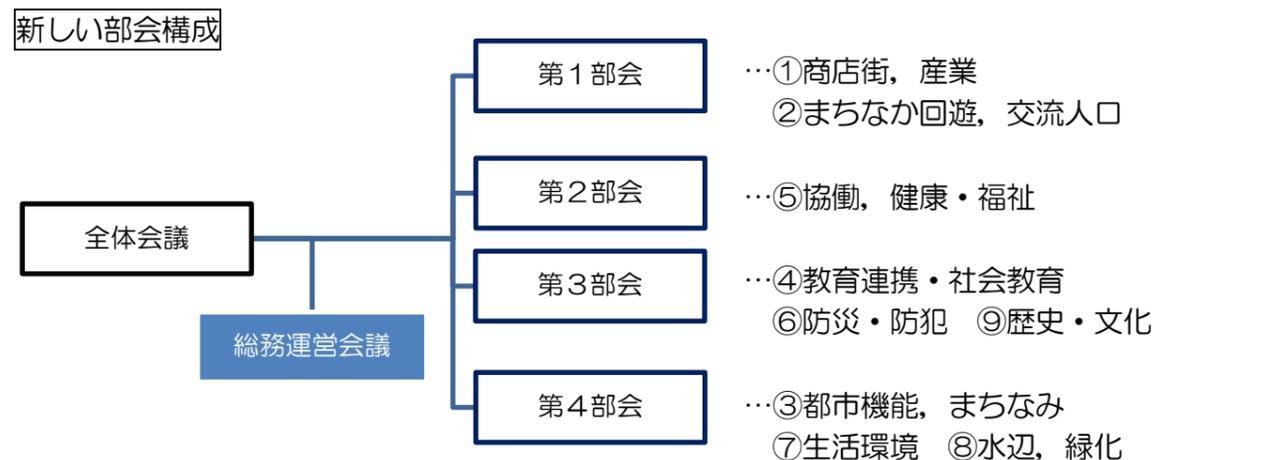
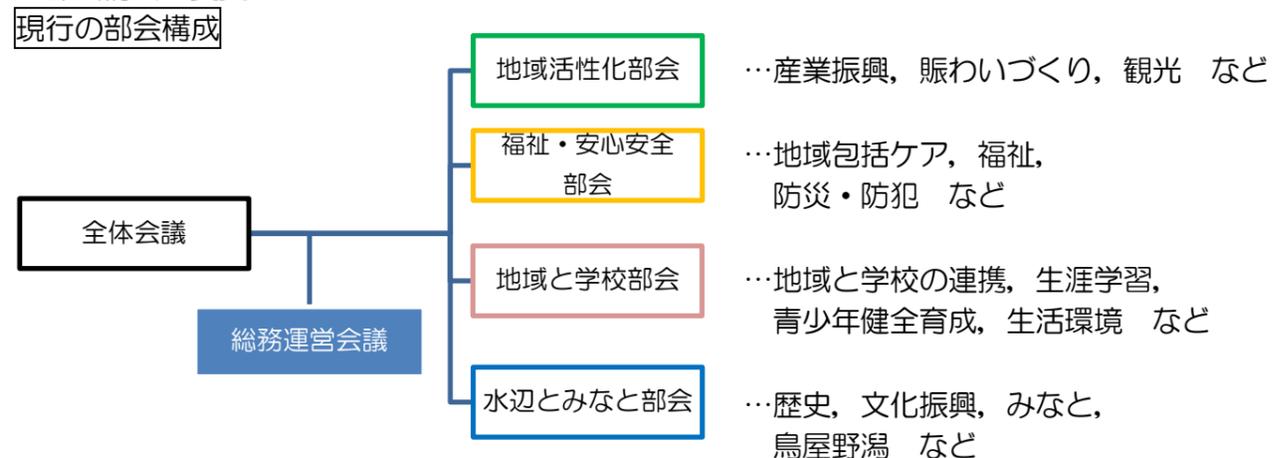
新 1 号：自治協は地域課題の解決を目指す場であり、コミ協が地域課題に精通している組織であることから、各コミ協から 1 名を選出する。
新 2 号：公共的団体や有識者が持つ知見を地域課題の解決に役立ててもらいたく、その際、まちづくりの柱である「区ビジョン」に沿うことが効果的であることから、「区ビジョン」の分野から選出する。
新 3 号：市全体の視点や区民の区政への参画機会のため、公募や区長推薦枠により選出する。

《部会を目指す役割》…自治協議会を活性化させるために求められる役割

- ① 特色ある区づくり予算のうち、区が主導で実施する「区役所企画事業」において、区から必要に応じて行われるヒアリングを通して、区に情報提供や助言を行う役割
- ② 全体会議からの付託事項のほか、自発的に地域課題を探り、審議、検討を行う役割

※自治協委員が主体的に取り組む「自治協提案事業」は、地域課題の解決に必要な取組みや、区との連携に必要な取組みに活用する（自発的に検討した地域課題や全体会議から付託された地域課題の深掘りのための調査、特定地域でのモデル実施等）。

●部会構成の変更



●新しい部会構成の留意点

- 部会の名称は、「区ビジョン」の分野の整理及び他区の状況を踏まえ「第 1 部会」、「第 2 部会」の名称とする。
- 部会は、「区ビジョン」の分野を所管し、全体会議からの付託事項（諮問や地域課題）について、掘り下げて審議する。
- 委員の部会選択については、新 1 号、新 3 号（公募）委員は希望制とするが、新 2 号委員は、各人の知見を役立てるために区ビジョンの選出分野を所管する部会とする。
- 部会は、定例開催にせず、必要に応じて開催する。
- 所管分野が複数にまたがる案件等については、特別部会を設置して対応する。